

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成29年5月23日

時 間：午 前 1 0 時 か ら

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

### 出席議員（13名）

議 長	塚 野 芳 美 君	1 番	渡 辺 英 博 君
2 番	高 野 匠 美 君	3 番	渡 辺 高 一 君
4 番	堀 本 典 明 君	5 番	早 川 恒 久 君
6 番	遠 藤 一 善 君	7 番	安 藤 正 純 君
8 番	宇佐神 幸 一 君	10 番	高 野 泰 君
11 番	黒 澤 英 男 君	12 番	高 橋 実 君
13 番	渡 辺 三 男 君		

### 欠席議員（なし）

### 欠員議員（1名）

### 説明のための出席者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 橋 浩 一 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
会 計 管 理 者	三 瓶 直 人 君
参 総 事 務 課 兼 長	伏 見 克 彦 君
企 画 課 長	林 紀 夫 君
税 務 課 長	小 林 元 一 君
健 康 福 祉 課 長	植 杉 昭 弘 君
住 民 課 長	斎 藤 一 宏 君
参 生 活 環 境 課 兼 長	渡 辺 弘 道 君

産業振興課長	猪	狩	力	君	
復興振興課長	黒	沢	也	君	
復旧課長	三	瓶	一	君	
参事官事務課長	石	井	弘	君	
拠点整備課長	竹	原	信	君	
参事官事務課長	菅	野	行	君	
いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
企画課幹事長	遊	佐	昌	志	君
復興課長補佐	坂	本	隆	広	君
復興課長補佐	坂	本	隆	広	君
除染対策係長					

#### 職務のための出席者

議事会事務局長	志	賀	智	秀	
議事会事務係長	大	和	田	豊	一
議事会事務係主任	藤	田	志	穂	

#### 説明のため出席した者

##### 【案件1. 福島特措法の改正について】

復興副大臣	長	沢	広	明	君
復興庁統括官	小	糸	正	樹	君
復興副大臣	白	井	基	晴	君
福島復興局次長					
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長・広報班長					
復興庁参事官	中	嶋		護	君
復興庁企画官	村	川	奏	支	君
復興副大臣秘書官	大	倉	直	人	君
内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	後	藤		収	君

内閣府原子力災害被災者生活支援チーム参事官	新居泰人君
内閣府原子力災害被災者生活支援チーム官	松井拓郎君
環境省福島環境再生事務所福島環境再生本部本部長	坂川勉君
環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長	中川正則君
環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室(除染チーム)参事官補佐	野本卓也君
福島県企画調整部避難地域復興局次長	守岡文浩君

【案件2. 平成29年度除染解体事業について】

環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室(除染チーム)参事官補佐	野本卓也君
環境省福島環境再生事務所福島環境再生本部本部長	坂川勉君
環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長	須田恵理子君
環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官	中川春菜君
環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課長補佐	菅原浩君

環境省福島環境  
再生事務所  
放射能汚染廃棄物  
対策第一課  
建物解体廃棄物  
処理推進室室長

中川正則君

環境省福島環境  
再生事務所  
廃棄物対策  
第二課課長補佐

高木恒輝君

環境省福島環境  
再生事務所  
県中県南支所  
支所長

相澤顯之君

環境省福島環境  
再生事務所  
県中県南支所  
首席除染推進官

赤羽郁男君

環境省福島環境  
再生事務所  
県中県南支所  
首席廃棄物対策官

太田勲君

#### 付議事件

1. 福島特措法の改正について
2. 平成29年度除染解体事業について
3. その他

## 開 会 (午前10時00分)

○議長（塚野芳美君） 皆さん、おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、長沢復興副大臣を初め国の関係省庁職員の皆さん、県の関係部局職員の皆さん、職務のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位及び議会事務局長ほか議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。

協議内容のご説明をする前に、本日復興庁より今月30日に福島復興局帰還環境整備センターを川内村役場から富岡町役場内へ移転する旨の発表がありましたので、ご報告いたします。今後避難指示解除区域のさらなる生活環境整備の推進と改正福島特別措置法に基づき、帰還困難区域の再生に向けた特定復興拠点再生拠点区域の整備が促進されるものと大いに期待するところであります。

さて、本日の全員協議会の案件は、福島特措法の改正について内閣府より説明を受けるとともに、平成29年度除染解体事業について環境省より説明を受けるものでございます。いずれの案件も、本町の復興体制を着実に進める上で大変重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願いを申し上げ、挨拶といたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、長沢復興副大臣よりご挨拶をいただきたいと思います。

副大臣。

○復興副大臣（長沢広明君） おはようございます。復興副大臣の長沢広明でございます。きょうは大変大事な全員協議会の場にこうして説明のご機会をいただいたことに心から感謝を申し上げます。

まず冒頭、先般の前復興大臣の発言を契機とした復興庁の混乱につきまして、この場をおかりして改めて深くおわびを申し上げたいと思います。新しく着任をされました吉野新大臣のもと、もう一回復興庁の原点に立ち返り、被災者、被災地に寄り添いながら復興に、復興庁全員一致団結をして復興へ向けて私たちが心血を注いで皆様方にしっかりと力を出して復興を前に進める、このことを改めて決意をして頑張りたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

改めまして、きょうはこの全員協議会におきまして、改正福島復興再生特別措置法について説明の場をいただきました。富岡町におかれましては、本年4月1日に帰還困難区域を除いて避難指示が解除をされ、宮本町長を中心とする町当局、そして塚野議長を初めとする議会の皆様、そしてそれぞれの立場で関係する全ての皆様のご尽力によりまして、町のにぎわいを取り戻しつつあると承知をしております。しかし、解除はあくまでスタートであり、むしろこれからが正念場があると、このように思っております。国として、引き続き生活環境の整備等に努めてまいりたいと思っております。

帰還困難区域の今後のあり方でございますが、地元の皆様からのご要望や与党からの提言を踏まえて、国としてたとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組むとの決意のもと、まず可能なところから着実かつ段階的に復興に取り組んでまいる所存でございます。そのために、帰還困難区域内に住民の帰還の足がかりとなる復興拠点を整備するため、今回改正福島復興再生特別措置法、これを国会に提出し、今月12日に成立、先週の19日に公布、施行がされたところでございます。いよいよこの改正福島特措法を具体的に回転させる段階に入りました。きょうこれについて説明をさせていただきますが、今後市町村が計画を検討するプロセスにおいても、国としてしっかりとご協力をさせていただきたい、このように思っておりますので、本日は何とぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 次に、守岡福島県避難地域復興局次長からもご挨拶をいただきたいと思います。

○福島県企画調整部避難地域復興局次長（守岡文浩君） どうもこんにちは。福島県避難地域復興局次長の守岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

富岡町様の復興のために、我々は全力で関係機関とともに取り組んでまいります所存でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、富岡特措法の改正についての説明をお願いいたします。

小糸さん、お願ひいたします。説明は着座のままで結構です。

○復興庁統括官（小糸正樹君） 承知しました、ありがとうございます。復興庁の小糸でございます。それでは、私からお手元のこの4ページ物の資料がございます。福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律についてという紙でございます。これに沿いましてご説明を申し上げたいと思っております。

今回の改正法でございますが、これは地元からのご要望あるいは与党提言を踏まえまして、大きく4つほど柱がございます。1つは、帰還困難区域の復興再生に向けた環境整備、2つ目として被災事業者のなりわいの再生、復興を担う組織の体制強化、3つ目として浜通りの新たな産業基盤の構築ということで、イノベーション・コスト構想のさらなる加速、それから福島県産の農林水産物風評被害の払拭、こういった柱を中心とした改正法を今国会で提出を申し上げ、先般成立をしたところでございます。

それでは、1ページ目の1点目からご説明申し上げます。1点目が特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設ということで、これが帰還困難区域における復興拠点の整備、足がかりをつくっていこうという点でございます。これまで帰還困難区域は、将来にわたって居住を制限することを原則とした区域として設定をされておりましたが、一部での放射線の低下、あるいは帰還を希望される住民の思いを背景とするご要望、あるいは与党提言を踏まえて早期に取り組んでい

こうということで、今般こういった改正をしたところでございます。

仕組みでございますが、改正の概要というところをごらんをいただきますと、①にございますように、市町村長におかれて帰還困難区域内に避難指示を解除して帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域、これを特定復興再生拠点区域と定めておりますが、これを定めていただいた上で、②にありますようにこの区域の範囲あるいは計画の目標期間、具体的にどういった土地利用をするかとか、土地利用を実現するための事業手法、こういったものを記載した計画を策定をしていただきまして、福島県知事と協議をしていただいた上で国に申請をいただくという仕組みになっております。その上で、③にございますが、国では福島復興再生基本方針との適合、あるいは区域の適切性、復興再生への寄与、計画の実現可能性、こういった観点を踏まえて計画を認定させていただくという仕組みになっております。

具体的な認定の観点ということで、枠囲いの中に書いてございます。例えば放射線量が除染等によっておおむね5年以内に避難指示解除に必要な基準以下に低減をしていく、そういった点ですとか、あるいは計画的、効率的な公共施設等の整備が可能な規模か、あるいは住民の帰還あるいは新しいその事業活動の展開などによって土地利用が実現可能性があるようなものか、こういった観点で認定をさせていただくといった仕組みになっております。その上で、認定計画のもとで除染とかインフラ整備などを一体的、効率的に実施をしていくということで、予算的にも例えばインフラ整備ですと、福島再生加速化交付金、これを活用して807億円、29年度予算として計上しておりますが、この内数で対応させていただいたり、あるいは特定復興再生拠点整備事業ということで、これは除染とか家屋解体、これに必要な予算を新規に計上をしているところでございます。

計画認定の効果という欄がございます。認定計画に沿って除染廃棄物の処理を国がこれ実施をして、費用も国の負担によって行うという点ですとか、あるいはインフラ整備の国による事業代行、あるいは被災事業者に対する課税の特例です。従来居住制限区域等で適用されていた課税も、この復興計画内でも使えるようにといったような改正もしたところでございます。あるいは、一団地の復興再生拠点整備制度、こういったものも適用が可能になるということでございます。

最後の米印にございます、市町村が帰還困難区域の全域について、すなわち復興拠点の外も含めた全域について中長期的な構想を策定された場合には、国は市町村が当該構想に基づいて行う取り組みを支援をするといったような規定も、今回の改正法の中には入っているところでございます。

以上が1点目でございます。

2点目の2ページ目をごらんいただきますと、官民合同チームの体制強化という点でございます。ご案内のように、被災事業者の事業再開ということで、平成27年以降国、福島県あるいは福島相双復興推進機構、こういった方々から成る官民合同チームを創設をいたしまして、商工業者に対して個別訪問、支援を実施したりとか、直近でも営農再開に向けた個別訪問を開始をしたり、そういった形で全般的に事業再建に向けたご支援をする、そういった機関でございます。今後この官民合同チームの

効率的な組織運営を行うために、このチームの組織の一元化というが必要になっている中で、国の職員をこの福島相双復興推進機構に派遣できる、そういった規定の整備を今回させていただいて、国の職員の政策的な専門性を生かして、より一層事業再開等々を加速してまいりたいということでございます。

下のAにございますように、従来各主体からの人員は、例えば国の人間ですと長期出張扱いになっていたわけでございますが、今後福島政策推進機構のもとに職員として一元化して、さらに事業を加速化していくと、そういった今回改正を行ったところでございます。

以上が2点目でございます。

次に3点目、3ページ目をごらんをいただきますと、これが福島イノベーション・コスト構想に係る今回の法改正でございます。平成26年以降、構想の研究会が報告書を出して以降、廃炉研究あるいはロボット、農林水産業等さまざまな分野でプロジェクトが具体化しつつある、そういった状況でございます。上の上段の右のところにありますように、先般4月には富岡町でJAEAの廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、これが開始をしたところでもございます。こうしたものを含めて、イノベーション・コスト構想進捗をしているところでありますが、さらにこれを一層推進させるための法律上の特例等々、今回整備をしたところでございます。

改正の概要というところをごらんをいただきますと、1点目として福島県知事が作成される重点推進計画、これ今福島特措法に位置づけられている計画でございますが、この中にイノベーション・コスト構想に係る取り組みを記載できるような規定の整備をしたところでございます。その上で、②にありますが、この計画が認定を受けた場合には、例えば中小企業者が行う研究開発については、特許料の減免ですか、あるいはロボットに係る新製品の開発等々行うときには、国の試験研究施設の低廉使用、こういった新しい特例も追加をした上で、もちろん予算的には従来から支出される予算も継続してございます。こういったものも使いながら、さらにプロジェクトを加速をしていくということとしております。それから、③にございますように国、福島県、市町村、事業者との連携の強化に必要な施策を講じていくといったようなことも、規定で追加をいたしております。

それから、大きな2点目にございます、原子力災害からの福島復興再生協議会のもとに分科会をつくることにしております。この分科会を活用して、福島イノベーション・コスト構想を専門に推進するための協議会の場づくりをいたしまして、ここでプロジェクトの一層の加速をしていくための関係者の連携協力の枠組みをつくって、方向性を共有しながらしっかりと取り組んでいくこととしております。これ以外にも、この夏に政府部内でもイノベーション・コスト構想を推進していくための関係閣僚会議を立ち上げることとしております。こうした取り組みも含めて、イノベーション・コスト構想をより一層ナショナルプロジェクト的な位置づけをさらに与えた上で、政府一体となって支援しながら加速をしていくと。地元とご協力をしながらやっていこうといった枠組みを今回整備していくための法改正を行ったところでございます。

次に、4点目でございます。風評払拭への対応というところで、事故後6年近くたっても、なお福島県産の農林水産品については価格がなかなか戻らない。あるいは、全国平均とまだ差があるといったような風評が残っているものと承知をしております。今般風評の実態と要因を調査するなど、対策の強化をしていくということで、法律の中で販売等に係る実態調査を行うという規定を整備した上で、当該調査結果に基づいて事業者に対する指導とか助言、こういったものを国で行う、そういう措置を法律上位置づけたところでございます。また、予算的にも福島県の農林水産再生創業事業という風評対策に47億円の予算を新規で計上いたしまして、この中で流通の実態調査事業、こういったものを行っていくということとしております。

それから5点目、その他ということで、幾つか今回追加をした規定がございます。1点目が帰還環境整備推進法人、この仕組みの創設ということで、これは端的に申しますと、町づくり会社を市町村でいろいろな事業を推進していく際のパートナーとしてより積極的に活用していただけるよう指定の仕組みを設けまして、帰還環境整備に参画をしていただく。具体的には情報提供、調査研究、それから用地の取得、管理、そういったさまざまな業務を行って、官民一体で町づくりを進めていくよう、こういった規定の整備をしたところでございます。

2点目がいじめの防止のための対策支援ということで、残念ながら昨今福島県内外に避難されている被災者のお子さんに対するいじめの事案が幾つか報道もされているところでございます。こういったところに対応して、今回福島特措法でも規定を追加をいたしまして、避難している子供に対するいじめの未然防止や早期発見、あるいはいじめへの対処、心のケアなども含めたこういった対応を教育委員会、学校が行う取り組みを国も支援をしていくといった旨を法律に位置づけたところでございます。

最後に、3点目で書いてございます、地域住民の交通手段の確保支援ということで、12市町村の帰還者が安心して通院、買い物など日常生活を送るための持続可能な地域公共交通網、これを形成していくために必要な措置を国が講じていくということを法律に位置づけたところでございます。

以上が法案の概要でございます。先ほど副大臣からお話をありましたように、5月12日に法案が成立し、19日に公布、施行されたところでございます。今後法律に基づく基本方針を策定していくというプロセスになります。そこについては地元とご相談をしながら、早期にこういった方針も含めて今後検討し、取りまとめてまいりたいと思っております。

私からの説明以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず1番の特定復興再生拠点のことでお聞きしたいのですけれども、この中で③のこの枠組みの中で、除染により放射線量がおおむね5年以内に避難指示の解除に必要な基準以

下に低減するという文言があるのですけれども、この避難指示に必要な基準というのは、今まで国は年間20ミリシーベルトという話をずっとされていたわけですけれども、それのことを言っているのかどうかということ。

そして、仮にそのような話になってくると、結果として20ミリになっていない帰還困難区域の地域に関しては、この④の一番下の米印のところなのですけれども、計画認定の効果の下の米印が中長期的な、避難区域全体がこの基準値以下になるような状態であれば、中長期的な構想を策定した場合、行う行政取り組みを支援と書いてあるのですけれども、この部分はこの上のいろいろこういう条件等があるなしにかかわらず取り組みを支援するという形になっていくのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（塙野芳美君）　　村川さん。

○復興庁企画官（村川奏支君）　　私から回答いたします。

まず、この放射線量がおおむね5年以内に避難指示の解除に必要な基準以下に低減するのこの基準でございますが、従来と同様の20ミリシーベルトというのを基準として定めております。これは、現在ある程度放射線量が下がっていて、5年間除染等を行うことによってその20ミリシーベルトを切るという形になれば、この要件を満たすという形になります。

そして、一番下の米印のところでございますが、ここは我々として意識しておりますのは、今回復興拠点区域についてはいろいろ事業を行って、除染であったり、インフラ整備であったりを行うという形になります。その一方で、拠点の外についても、重要な施設の立ち入り、例えば墓地などの活動、そういうところに立ち入る、その辺の草刈りであるとか、そういう拠点外についてもサポートするという視点を置きながら、そういう取り組みに対しても支援をするということをここで表現させていただいております。

以上です。

○議長（塙野芳美君）　　6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君）　　そうしますと、支援というだけであって、除染をするということではないとなってくるのかと今の言葉だと感じるのですけれども、避難指示が5年の間に20ミリシーベルト以下になるという形でいって、現在の状況の帰還困難区域の中で20ミリシーベルト以下にもう明らかに自然減衰の状態でそういうふうになっているというところは、復興拠点という形をとれば、それは当然全てきちんと除染をするという考え方でよろしいのでしょうか。除染をするということと、そのお墓のところだけを支援するというのは、ちょっとそこがはっきりしないのですけれども。

○議長（塙野芳美君）　　村川さん。

○復興庁企画官（村川奏支君）　　まず、この拠点の区域の設定なのですけれども、現在ある程度下がっていて、5年程度除染をすることによって20ミリシーベルトを切るというところで、町で選んでいただく形になります。そうした中で、20ミリシーベルト以下に下げていくということになっていきま

す。

この拠点外の一番下の取り組みにつきましては、その放射線量の目安とか特になく、その拠点の外になったエリアに対しては、このような形でサポートをしていくという趣旨でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 前提条件が何度もかみ合わないのですけれども、現状で20ミリシーベルト以下になっている状況のところは、当然5年以内に20ミリシーベルト以下になるわけですから、そこは区別なく当然のことながら除染は全部して、そこを復興拠点となれば全部やって、除染はするということですよねということなのですけれども。しないというのだったら、しないと言ってください。

○議長（塚野芳美君） 中嶋さん。

○復興庁参事官（中嶋 護君） 今現在20ミリシーベルトを割っているところであっても、自動的に拠点になるかどうかというのはまた別の話で、拠点になるかどうかというのは、この1枚目の点線の中にありますけれども、幾つかの要件がございます、居住が進むかとかインフラが進むかと。そういうものを一定の枠として拠点と位置づけますので、この中は除染をします。

最終的には、長い年月をかけても帰還困難全部を解除に持っていくたいと思っているのですけれどもまずは5年を目途で拠点を設けると。したがって、拠点外の地域については除染をしないということになります。

○議長（塚野芳美君） 拠点の中でも20ミリ、とりあえず国が言っている3.8マイクロ、それ以下であっても除染はするということでよろしいのですか。

村川さん。

○復興庁企画官（村川奏支君） そうです。

現在の避難指示の解除の条件に即している形で除染を行って20ミリシーベルト下げるという形になりますし、さらに今3つの条件ある中でインフラ整備であるとか、住民、町との十分な協議を経てという形で避難指示解除していきますので、除染も行った上で避難指示解除していくというようなことです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ②、被災事業所のなりわいの復興再生を担う組織の体制強化ということで、官民合同チームの体制強化を言っているのだと思うのですけれども、官民合同チームが体制強化しても根本的に解決しない、私はそう思うのです。というのは国、県から出してきているその支援制度がやはり富岡に戻ってくる人たちを主に重点置いています。戻ってきたくとも商圏の復活とか、いろんな事情で戻れない企業というか、個人事業主がいっぱいいるのです。国が言っているのは、国際廃炉共同研究センターとか立派なものばかりなのです。だけれども、実際富岡で商売していた人は、家の中で父ちゃんと息子とか、父ちゃんと奥さんとか、そういう二、三人でやっている商売がほとんどな

のです。そういう人たちが今福島県内にいろんなところに避難していて、その12市町村の中にはいわきは入っていないのです。富岡の町民が一番避難しているのはいわきなのです。そういうことから、私は官民合同チームを体制強化すると同時に支援を、国がせっかくこの③で浜通り地域のと言っているのであれば、いわきも立派に浜通りなのです。南相馬だけではなくて、浜通りをこれからにぎわいを取り戻すためには、富岡から避難している人、いわきに避難している人も、富岡に戻って商売すると同等にやはり支援、4分の3とか、そういうあとは上限枠とか、そういうものも同等にすべきだと私は思うのです。その辺のことは副大臣が来ているので、申し上げたいのだけれども、聞き取りを2回やった、3回やった、8,000社歩いた。何回やっても要は中身なのです。中身がきっちり上に上がっていないければ、何回やってもこんな絵に描いた餅にしかならないので、やはりそのグレードの高い企業を持ってくることも大事かもしれないけれども、まず住んでいた人を救ってくれる、これはもっと大事だと思うのです。その辺の考え方を聞かせてください。

○議長（塙野芳美君） 後藤さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） この話は、従来から何回もお話をさせていただいていると思うのですけれども、2つ考え方があるというのはもうご承知だと思います。その帰ってくる方をできる限り優先して富岡の町の繁栄をもう一度復活したいというのを中心にして考え方と、それからやはり富岡町民という形でいえば、外に避難されている方に対する支援もしっかりとやってほしいと。そのバランスを最後どうっていくかというのがある意味で国としての政策判断だと思っていて、まさに安藤議員のお話があったように、従来では帰ってくる方だけを優先的にということであったのですが、今回の予算措置で外の方もそういう意味では対象にすると。確かにその上限の額とか特認を入れるとか、いろんなところで差は多少残ってはおりますけれども、やはりそこはトータルで言えば富岡に帰っていただく方を優先しつつ、帰れない方にも目を配るということで今の制度の改正をしたということありますから、そこはご理解いただきたいと思います。

そこは、以前からお話をさせていただいて、きょうの質問でございますから、そういう意味では安藤議員としてそこは全く同等にすべきではないかというご趣旨だと思いますが、これは私どもの中でもいろいろ検討した上で、これが最善ではないかと考えているわけであります。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） これは、前から私も何回も言っているので、今後藤さんのこの答弁、これも理解はできますけれども、ただ目に見てこのように変わってきましたよというのが見受けられないので、何回言ってもやはり形としてあらわれるようにしてもらいたい。やはり帰ってくる人が優先だと、これは理解できますけれども、ただ帰ってきてこういう仕事につきたいという人の要望と、こういうメニューを用意しましたよというものがうまくマッチングすれば、それはおめでたい話なのだけれども、幾ら立派な企業持ってきて、富岡で働きたいという人の技量とか能力とかそういうものとマッチングしなければ、幾ら誘致企業が立派でも、それは東京から寮をつくってにぎわいは取り戻

したといつても、本当の富岡町の人間でにぎわいを取り戻したことには私はならないと思うのです。ですから、私しつこいぐらい何回も、富岡に戻ってきて働きたいという人がどれくらいますかと。それは、国は把握しているのですか。意向調査のときに、そういうものまでやったのですかという、そういうことを聞いているのです。

確かに世界的にここから発信するのだと、そういう国際イノベーション、これは立派なのだけれども、富岡町にマッチング、働きたい人とどういうふうにマッチングしますかということも、私はちょっと疑問があります。やはり震災前は1万6,000人いたのですから、1万6,000人のうち何人が富岡でお仕事をしたいと言っているのですか。後藤さん、その辺が全然もう9割以上は恐らくよそで商売したいと。富岡で商売しても、例えばいわきから通ってとか、そういう人がふえてくると思います。もっと具体的にいわきに6,000人も行っているのです、富岡の人間が。浜通りを活性化したいのであれば、当然いわきも富岡レベルまで考えてください。国がもたもたしている間に、個人事業主は干し上がってしまいます。2月でもう営業損害の賠償終わっているのですから、ここから自力で立ち上がっていきためには国、県の支援がなければお店の再開はできないのですから、もう少し具体的な話してください。

○議長（塙野芳美君） 後藤さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） まさにおっしゃるとおりのところはあると思っていて、確かに富岡の町には人口的にいうとまだわずかな方しか戻ってきていないのは事実ですし、それからあと現にヨークベニマルさんにとっても、ダイエーエイトさんにとっても、いわきから通って回している、もしくは社員の配置転換をして回している。実際に富岡の町民の方でうまく回っているわけでもないのは事実だと思います。ですから、外の支援も必要だし、それから富岡に戻ってくる対策も必要だと思います。

ですから、そのどっちかしかやらないというわけではなくて、両方やりますから、現に今の12市町村の今回の官民チームの支援についても、いわきで商売をやっても富岡町民であれば対象になるということは、それはもうご承知のことだと思います。ただ、それが多少差があるというところについて、それを埋めるか埋めないかというのは、まさに政策判断だと思っておりまして、やはりできれば富岡に帰ってきて商売やってもらいたいと。だから、そのためには富岡のそういう小さな商売というのは、やはり住む方がふえないと当然できないわけです。クリーニング屋さんにしたって、それから例えばお弁当屋さんにしたって、それは地元に住む人がふえないとなかなかできないのは事実なので、まずはそのいつも鶏と卵の話になりますけれども、そういう意味では少しちょと時間かかるかもしれません、できるだけ戻っていただいて、そういう人たちでも地元で商売できる。とりあえずいわきで商売していただいたとしても、最後は戻ってきてもらえるように、より中を多少手厚くはさせていただいておりますけれども、外の部分についても、ほかの地域にはないようなすばらしい制度だと思いますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡に戻る方も、いわきで商売される方も、同じレベルで話が進んでいるという話だったですけれども、やはり4分の3を一応支援の率を同じにしても、金額で片方は1,000万円、片方は3,000万円。いわきで立ち上げる人は、今まで商売をしていない休業していたもの。でも、最近は売り上げが50%以下とか、やはり縛りを設けているのです。

今、後藤さん言うように、とりあえずここから先は自立しなければならない時期に来ているともう個人事業主も考えているのです。いつまでも賠償、賠償と言っていられないから、もう自力で稼がなければならぬと、そういったときにやはり富岡に戻らないとお店出せないと。自分でお店出すのに1,000万円の4分の3、750万円では土地も建物も手に入らないです。そういったので、やはり富岡と同等にしてもらって、いずれはふるさとだから、5年後、10年後、いわきで商売やりながらこっちに戻ってくるときには、もう自分で稼いだお金でこっちに戻ってくるしかないけれども、そういったことをやはり今国、県がやってくれなければ、どうも本当に一握りの人のための支援策であって、大勢の人のための支援策ではない、私はそういうふうに思っています。きょうは、せっかく副大臣が来ているので、やはり私も高木副大臣には何度も、何度も言っているのですけれども、自治体の形をつくることも大切。しかし、そこに住んでいた人を助ける、これはもっと大切です。ですから、副大臣、申しわけないですけれども、いわきに避難している人、いわきと限らず福島県内、三春でも郡山でも福島でも、そういった人たちにまず自立のお手伝いをする、そういうことを分け隔てなくお手伝いをする、そういうことを約束してもらいたいのですが、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 副大臣。

○復興副大臣（長沢広明君） ありがとうございます。まさにこれからテーマはそこにあると私思っておりまして、避難指示を解除したということで新たにスタート台に立って、そこで一番ポイントになることというのは生活の再建だと思います。帰ってきた方も、そしてまだ帰れない方も、避難先においてどう生活を再建するか、ここが一番最大のポイントだと思っておりまして、今ご指摘のあつた問題につきましても、よく高木副大臣とも話し合って、これは生活の再建に役に立つことをしっかりとやらなければいけないねと、この意識は私と高木さんと同じ意識で今話を進めているのですけれども、今お話をあったようなことについても、しっかりと検討していきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今安藤議員が官民合同チームの件から始まりましたので、関連という形でそれ先やらせてもらいます。

官民合同チームに国、県はかなり力入れて、聞き取り調査やらなんやらやっているようなのですが、先ほど安藤議員が言ったように、もう5,000回やったって、1万回やったって、これ何の役にも立っていない。我々のはけ口にしかなっていない。といいますのは、官民合同チームがしっかりと県に物

を言っていただきて、我々の意向が伝わって、伝わったものが具現化されていくのであればいいのですけれども、全く聞き取り調査するだけで、問題は一つも解決しない。この官民合同チームの人たちに来てもらって、2回も3回も4分の3の補助金を使って富岡町につくろうとしている人たちは、2回も3回も相談に乗っていただきてやっていけばいくほど問題が重要になってくるのです。今は、補助金を使って富岡町に商売を営んでいた人たちが戻ってきてくださいよという政策ではなくて、逆にもうとめられているような状況になっているのです、審査が厳しくて。後継者まで言っているみたいです。後継者がいないのは、もう全てだめみたいになっているみたいです。なかなかこの状況の中で後継者というのは難しいです。今地元につくろうとしている人たちは、みんなこれではとても補助は無理だと。うちは受けられないと。差し当たって後継者はいないと。従業員は2人、3人使っていても、差し当たって後継者がいないからもう該当しないというような状況になっているみたいですから、国の打ち出す政策は、私はすばらしいのかなと思うのです。ただ、それが末端まで浸透していないと。

グループ補助金のちっちゃくしたバージョンが3,000万円上限の4分の3ですよね。富岡町で事業を再開しようとする人たちは、4分の3の補助金があればちょうど規模的にはいいのかなと思うのです。そういうのに、何とかしようとしている人を私五、六人知っているのです。それみんな、皆さん諦めました。もう自己資金でやると。そんな補助金なんか構っていられない。そういう状況なのです。これ、私事で言わせてもらいますから、私事で自分のことで言わせてもらいますから。私は、事務所つくったのです。事務所つくって下は事務所、2階は従業員の宿泊ということで、2階は12畳と10畳あるのか、そこに風呂、トイレ。それで、見積もり段階最初の書類の提出段階で、下にもちよつとお湯沸かす程度の流し台。2階には風呂、トイレ、脱衣所全部つけて、当然泊まりますから。その時点で、私は見積書には2階の流し台上げているのです。図面に2階に流し台を記載するのが忘れていて、2回目に変更で流し台を図面にも入れてやったのです。そうしたら、流し台ついたら、これは住まいになるから認められない。私はやり合いました。おかしいのではないの。あなた、富岡町の実態わかっているのと、これは県です。富岡町の実態わかっているの。では、うちの従業員泊まったときには、飯食わないで仕事しろと言うのか、いいかげんにしろと俺言いました。けんかしました。あなた、そんなこと言っているのなら、少し富岡町の実態見に来て調べていけ。だから、国は幾らいい政策出したって浸透しないのです。

先ほど言った安藤議員の件も、いわきと富岡何で分け隔てですか。いわきと郡山なんで分け隔てですか。我々は、どこの地区に行っても、東京に行っても、北海道に行っても生きるような、同じ政策組んでくださいと私は言いたいです。それ1点と、あと困難区域の拠点整備のこの1ページを見て、私はこの市町村が困難区域の全域について中長期的な構想を策定した場合、国は市町村が該当構想に基づいて行う取り組みを支援すると出てきましたので、私これ見てちょっとほつとしたのです。富岡町の中で私の地区が一番線量も高いし、仮置き場になっていますので、まず除染しても

らえるのかどうか。子、孫の代に帰れるのかどうか。使えるような土地になるのかどうか、私心配しているわけなのです。これをこの文章見て、ああ、これは全域拠点整備にうたってくれれば、少し時間かかってもそっちまで全域やれるのかなと思ったら、先ほどの説明だと、なかなか全域というのは難しいお話の説明でした。でも、国は全域を困難区域から解除できるような区域にするのが国の責任だと思うのです。その中で、全域やりますよと最初からそういう回答の中で、順番的に町の中から再生させていきますというのは私は理解できるのです。だけれども、拠点整備ということで、例えば富岡町夜の森地区なら夜の森地区をうたってしまえば、なかなかそこから外れた部分には手が届かないのかなと思って、私はちょっと不信感持ります。

あとは、20ミリ以下に下げる。ただ、3マイクロであっても、あの住めるような状態の0.23ですか、そこまでは努力することだと思うのですが、もう現実的に20ミリなんていうところはほとんど私はないと思います。なら、もう少し現実論で語ってもらわないと、20ミリなんていう数字は、もう事故のときにぱっと出た数字で、今もう20ミリなんていうところないです。私のところ一番強かった地区ですが、私のところだって3.5くらいしかないです、今。だから、20ミリなんていう議論はもう出てくる自体私はおかしいと思うのです。そういう中で、拠点整備は当然今からもう案を練っていく状況だとは思うのですが、その辺は町の構想をどう思っているかで大きく変わってくると思うのですが、拠点整備以外の部分、町が拠点整備にうたった以外の地区のその墓地やら、そういうところの除染だけではなくて、違うほうまで手かけられるようになるのは、いつくらいからそういう構想を持っているのか、その辺お聞かせください。前後になってしまいますが、官民合同チームの補助金の問題言いましたが、まさに国際廃炉センターとか、いろんなものを富岡町におろしていただいて、病院もできるし、すばらしい町づくりできるのかなと思いきや、これはもう5年、10年、20年の構想であって、我々は今困っているのです。これも、何回も言いますけれども、イノシシすら退治できなくて困っているのです。電気柵の補助金出してくれと言えば、県は頑として聞かない。今そういうものに我々困っているのに、10年、20年、30年先の構想言われてもどうにもならないのです。だから、もう少しそういう現実的なところに目を落としてもらいたいと、その辺ひとつよろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 後藤さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 法律の話は復興庁からちょっとお願ひしますけれども、まず最初の話でありますけれども、官民合同チームが拾っても声がつながっていないのではないかというお話なのですが、正直申し上げると、なかなか上から下までがすごく風通しがよくなっているかどうかというと、そこはまさにご指摘いただければ個別にやります。また、さっきの6件の話もちょっと伺って、いろいろ工夫させていただきたいと思いますけれども、もともとグループ補助金をグループだとできないから、個別補助金に変えていくということで、今の4分の3の補助金ができたわけなのですけれども、そういう意味ではこれも官民合同チームが回ってくれた声を拾って、それを東京にぶつけて、それで制度の改善をしてきました。ですから、そういう意味では地元で

拾った声が全く役に立っていないわけではなくて、我々にとってみると大きな武器になっています。

その先についても、今の補助金が使いにくい部分があると。これは、実はそれで次に営農の話をやるというので、営農の補助金をつくりました。これも、個人にやるというのは初めての制度なので、これもいろんな拾ってきた声、何で農業やらないのだというところから来ています。ですから、今の農業の補助金もまだ使いにくいと。4分の3補助金も今言ったように、後継者の話はちょっと僕は初耳だったので、確認させていただきますけれども、そういう話ももしあれば、これは全部直していくことでやります。特に県の最後審査でお金が出るので、ちょっと県の審査が厳しいのではないかと、これは昔から言われている話なので、もし今の後継者のところで県が余計なことをしているとしたら、これは国からしっかりとその辺は是正をするようにしますので、そこは個別のそういう問題点はいろいろ聞かせていただいて、一步一步よくしていって、できる限り早く帰れるような状況つくりたいと思います。まさに、イノベーション・コスト構想は先の話なので、手前の商売、なりわいどうするかはすごく重要なので、せっかくつくった補助金が役に立つように個別の問題点は、詰まっている部分があれば全部直すように頑張りますので、そこは言っていただければと思います。

特に最後イノシシの話もありましたけれども、これも農業の補助金でちょっと出るのか出ないのかというのも僕はあると思っていて、この4分の3の農業の補助金で出るようにもなっていないとしたら、これは出るようにもう一工夫するなりなんなりして何とかしたいと思います。本当はことしのタイミングからできないと、帰ったときに間に合わないのではないかというお話かもしれませんけれども、ちょっと済みません、確認をさせていただいた上で、これは僕の思いを申し上げれば、当然のことながら営農始めるときに単に機械を買うだけで確かに土はよくなるかもしれないけれども、またイノシシに掘られたら意味がないので、電牧もある意味設備ではないかと思いますので、そこも何とかなるようにちょっと相談をさせていただきたいと思います。

あと、法律の話は、ちょっと復興庁からお願ひしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 小糸さん。

○復興庁統括官（小糸正樹君） 拠点と、それから中長期構想についてのご指摘がありまして、そこにつきましては、今回可能なところから段階的にという発想で、復興拠点から順次除染、インフラ整備をやっていこうというのが基本的な仕組みになっているわけであります、去年の夏からこの仕組みを考えている中で、拠点外のエリアも出てくるという中で、そこについてやっぱり町としても中長期的なビジョンみたいなものがあったときには、これはもうしっかりと受けとめてほしいといったようなご要望踏まえて、今回こういう規定を入れているところでございます。

この構想の中で具体的にどういうのが出てくるかというのは、これ町によっていろいろあろうかと思いますが、ただそういう中で恐らく復興拠点であれば、最初もう設定したエリアの状況、整備の状況も見ながら、例えば次の拠点の構想を変えていくといったような段階でこの構想が実現されていくようなところもあると思いますし、あるいはそれ以外の墓地とかそういったところにでも、具体的な

こういう要望があるとかビジョンがあるとか、住民交流のためにこういう検討が要るとか、そういういろいろなきめ細かい恐らく構想があろうかと思いますので、そこについてはそういう構想ができるしていく中で、よく私どもご相談をさせていただきたいと思っております。

それから、20ミリシーベルトにつきましては、これは今の避難指示の解除の基準が現在本部でそういうルールになっておりますので、当面それに沿ってこの基準というのは設定するわけでありますが当然のことながら実際に避難指示解除をするときには、これまでいろいろなご議論の中で20よりもっと下のそういう線量で避難指示を解除されているというのは承知していますので、実際今回の復興拠点に係る避難指示解除についても、そういうあたりをしっかりご相談をしながら調整をしていくということになろうかと思っておりますので、そういうあたりご理解をいただければと考えております。

○議長（塚野芳美君） 中嶋さん。

○復興庁参事官（中嶋 護君） イノシシの件、1点補足しますと、農水省とは先ほど後藤審議官申し上げたとおり、私ども復興庁も調整していきたいと思いますが、必ずしも農業対策ということではなくて、農水省が手を出しにくいところについては住民の安全、安心という観点から復興庁の予算を投入しようと思っています。具体的には、町当局と相談をしていきたいと考えています。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、ちょっとお待ちください。話が若干ずれているというか、現実、現場をわからないからそういう答弁、原則論もあるのでしょうかけれども、例えば官民合同チームの件に関しましても、実際2回も3回も来たにしても何にしても、時間がかかり過ぎるし、いろいろと注文をつけ過ぎると。なかなか使いにくいとなっていることもありますし、20ミリの話も、原則だからと言いますけれども、20で誰が帰りますかと。今までの別な解除の議論の中でも出てきていると思うのですけれども、皆さんはそれは立場上そういうふうに言うのでしょうかけれども、20だったら富岡町ではもう全部ではないけれども、ほとんどありません。ホットスポット以外ありません。だけれども、そういう議論では実際の具体的なこれからの解決につながりませんので、もう少し現地というか、この町内の実情をわかっていただかないと、なかなか現実に即さないと。イノシシも、これから町と検討させてもらいますはおかしいでしょう。以前から今も続いているのに、検討させていただきますという、今も実際使えないのです。そういう答弁では、この議論をなぜやっているか、ほとんど意味がなくなってしまうのです。もう少し、ですから話の中身を充実すると同時に、それからお答えになる方も、それから質問するほうも、時間の制約がありますので、端的にまとめてお話し下さい。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 議長の言うとおりなのだ。イノシシは、ちょっとずれていたのかなと思うのです。農林では補助金出るのです。私言っているのは、農林も確かに大切です。うちの周り荒らされて困るのです。だから、自宅周りを囲う補助金は一切ないと。それを何とかしてくれと、前から皆さ

ん言っているのはそういうことなのです、もう震災前から農地の電気柵に関しては補助ありますから。

あとは、補助金の問題は確かに後藤さん言うことはわかるのです。だけれども、現実は全く違うということなのです、私言っているのは。そういうことですので、もう我々が補助申請をして事務処理どこですか。県のどこかの機関でしているのだと思う。そこにきちんと聞いてみてください。

あとは、20ミリの議論もそうなのです。構わないので、20ミリだって50ミリだって。だけれども、国は国で当初うたった20ミリではなくて、議論の中で本当にこの原発の被災地に目を置いてくれるのであれば、本気になってでは20ミリから今度10ミリにしよう、5ミリにしよう、そういう議論何にもなされていないで、私は上だけの議論でやっているのかなと思いますので、その辺が非常に何か気持ちがもやもやしている部分なのです。だから、踏み出そうにも踏み出せないです。踏み出そうとしている足の下にとげがいっぱいあって踏み出せないです。それが現実なのです。だから、その現実をしっかりと見ていただきたいというのが私のお願いです。

○議長（塙野芳美君）　守岡さん。

○福島県企画調整部避難地域復興局次長（守岡文浩君）　申しわけございません。私、復興局次長、守岡です。今ほどの議員からの話、大切なことなのですが、これにつきましては、県庁内の商工窓口で所管しておりますので、現状どういった状況になっているのか、私もしっかりとそれは確認しながら、できるところはきっちりと対応するように申し渡していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君）　それ以上の答弁はございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　ありがとうございます。

もう言っても聞いてもらえないから、町でそういった補助対策を出すような話は聞いております。町独自の財源だと思うのだけれども、もうそういう状況がいっぱいなのです、現実は。そういうことですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　では、質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、福島特措法の改正についてを終わります。

ここで長沢副大臣から再度ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○復興副大臣（長沢広明君）　さまざまご質疑、ご意見いただきまして、ありがとうございます。

私たち復興庁も官民合同チーム、それから県ともよく話し合いながら、そして今さまざまご指摘がありました実態、一つ一つのケースをしっかりと聞かせていただいて、またそれを私自身もしっかりとつかんで素早く対応できるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。きょうは大変貴重なご意見、お時間いただきましてありがとうございました。

○議長（塙野芳美君） それでは、長沢副大臣並びに国及び県の職員の皆様にはご退席をいただきたいと思います。

暫時休議いたします。

休 議 (午前10時58分)

---

再 開 (午前11時01分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

それでは、付議事件2に入りますが、説明の前にご挨拶をいただきたいと思います。

代表いたしまして、坂川本部長、お願ひいたします。

坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 環境省福島環境再生本部長の坂川でございます。富岡町の皆様方には、環境省が実施しております除染や廃棄物処理などに従前よりご協力、またご理解をいただきまして大変ありがとうございます。

昨年度までは、この富岡町の議会を郡山で開催されておりまして、そちらに出席をさせていただきましたが、本日は富岡町のこの場で議会に出席することができまして、私も大変うれしく思っております。本日は、今年度の除染や解体など廃棄物処理の進め方などにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件2、平成29年度除染解体事業についての説明をお願いいたします。

須田さん。説明は、着座のままで結構です。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 福島環境再生事務所の須田です。どうぞよろしくお願ひいたします。では、済みません、説明は座ってさせていただきます。

まず、緑色の表紙の富岡町における除染の取り組みについてという資料をごらんください。1ページをおめくりいただきまして、本日のご報告内容を2つ示してございます。1つは、平成29年度の事後モニタリングの結果について、2つ目が29年度の除染工程についてです。

資料をおめくりください。まず、事後モニタリングの結果ということで、1ページに1メートルの空間線量率をお示ししてございます。これは、前回平成28年12月末時点ということで結果をご報告しておりました。ただ、昨年度事後モニタリングとフォローアップ除染を並行してやっていたということから、事後モニタリングが先に入ってしまって、その後フォローアップ除染をしたという箇所がございましたので、そういうところについてフォローアップ除染終わった後に事後モニタリングで再度測定をしましたので、その結果を踏まえた事後モニタリング結果ということで29年3月末時点の数字をここにお示ししてございます。最終的な昨年度の事後モニタリングの結果といたしましては、全地目全体で $1.94 \mu\text{Sv}/\text{h}$ から $0.64$ ということになっております。前回12月末時点でご報告したのが

0.65ということでしたので、わずかながら減少しておるというか、数値が下がっておるという形になっております。それから、宅地についても同様でして、1.97から0.52マイクロシーベルトに低減されております。前回のご報告した値が0.53でしたので、ここについてもわずかながらですけれども、数値が下がっているという結果になりました。

それから、上の全地目の1.94から0.64に下がったというほうの0.64です。分布を2ページにお示ししてございます。平均値0.64になっておりますけれども、ヒストグラムごらんいただけますように、測定点としては0.64より低いところが数多くなってございます。ただ、高いほうにもやっぱり若干測定点が残っているということも同じく読み取れると思います。3.8マイクロシーベルト以上のところというのが実は50地点ほど残ってございます。宅地で3.8超しているところはないのですが、大部分森林ということになってございまして、現在その現地調査ですとか、それに基づいたフォローアップ除染の計画を立てろということで指示をしてございます。

資料をおめくりください。同じく、事後モニタリングの結果ですが、今度は1センチの空間線量率を示してございます。全地目で3.59から0.79ということになってございます。12月時点のご報告が0.81でしたので、こちらもわずかながら数字が下がっております。それから、宅地についても、4.19から0.67になってございます。前回のご報告した値が0.70でしたので、こちらについても若干数値が下がったという結果になってございます。

それから、同様に全地目の1センチの空間線量率測定点のヒストグラムをお示ししたのが4ページの資料になります。こちら3.8に少しひょこっと棒グラフが出ておりますが、これ全体の0.75%の地点、大体700カ所ぐらいになります。過半数が森林なのですけれども、一部宅地の部分もございまして、大体200地点ぐらいが宅地の中で1センチで3.8を超しているというところがあるかというふうな結果になりました。これらの地点については、例えば建物の基礎の部分でもうこれ以上基礎を壊さないと線量が下げられないというような地点ですので、そういったところについては、解体が例えば入る場合には解体を済ませた後にもう一度フォローアップに入るといったようなこともしながら線量の低減に努めていきたいと考えております。

以上が事後モニタリング結果のご報告になります。

5ページ目、6ページ目、こちらからは、29年度の主な除染工程ということで、今年度の計画についてご説明をいたしたいと思います。まず、5ページ目ですけれども、里山モデル事業については、現在グリーンフィールドについて3月に着手をいたしまして、作業を進めております。こちらについては、8月末ごろに完了の見込みです。その後、9月以降はグリーンフィールド周辺の歩道などについて作業していきたいと思ってございます。30年度以降については、除染の作業自体は今年度で終わるかなと思っているのですけれども、その効果の検証といったことを、モデル事業ですので、関連省庁なんかと連携しながら進めていきたいと考えております。それから、際除染については小浜、深谷地区については3月に着手いたしまして、7月末に完了見込みでございます。それから、大熊町との

境界にも一部際除染実施すべきところがございますけれども、関係人との調整、大熊側の関係人の方の調整を6月に開始したいと考えております。それから、夜の森地区の除染です。桜通り周辺のものですが、現在契約手続中でございます。6月ごろ工事着手になりますが、現時点では工期は11月末ということで考えております。こちらの先行して解体工事が今進んでおりますので、そことの連携を密にして進めていきたいと考えています。それから、前の議題でご説明があった特定復興再生拠点区域についてですが、済みません、ちょっとプリントミスがございまして、「福島改正特措法」ではなく、「改正福島特措法」としていただきたいので、申しわけございません。改正福島特措法に基づいて特定復興拠点区域の計画が認定されれば、その内容に基づいて除染あるいは解体というものを進めていきたいということを考えております。これについては、ちょっと時期はまだ未定でございます。計画の認定ということとリンクしてきますので、ここには線表はお示ししてございません。

それから、6ページに参ります。フォローアップ除染についてです。まず、フォローアップ除染に入るためには現地調査をして、どういった手法がとれるのかということを確認することが必要でございますが、28年度から29年度5月ぐらいにかけては、町民の方からのお問い合わせ案件ですとか、それから除染検証委員会の指摘案件などについて調査を進めてまいりました。これまでに約100件の調査を実施しております。5月中旬から今までちょっと事後モニタリングの結果などを整理しつつ、現地調査の下準備をしてまいりましたけれども、それがまとまりましたので、そういう結果をもとに隣接の森林からの影響が考えられる宅地などについて調査を進めていきたいと考えております。今週から着手の予定でございます。件数としては、約500件ほどが対象になるかなと考えてございます。

それから、除染作業ですけれども、28年度から引き続き町民の方からお問い合わせがあった案件、それから除染検証委員会の指摘案件などについて作業を進めてまいりまして、これまでに209カ所について作業を実施してまいりました。上記で上の現地調査のところで5月中旬からその引き続きの調査に入りますと申し上げましたが、その調査結果に基づいた作業などについては、7月ごろからの着手になるかなと考えてございます。現地調査とか除染作業については、お問い合わせ案件などについては20年度も間違いなく対応してまいりますので、引き続き30年度にも線を引っ張ってございます。

結果報告については、昨年いろいろフォローアップ終わった後の結果報告が遅いというようなご指摘もございましたので、ことしはできるだけそういったご指摘をいただかないように、終わったところから順次報告を進めてまいりたいと考えております。

それから、29年度の事後モニタリングについては、ことしの第2四半期ぐらいから着手をしたいということで今準備を進めているところでございます。

除染については以上です。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 着座にて失礼いたします。私から、続きまして青色の紙で富岡町における廃棄物の処理についてというペーパーを説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。家屋解体工事の現状をご説明させていただきます。現時点の申請の件数でございますが、2,069件となってございます。そちらの表の右端でございますが、現時点までの解体実績でございますが、1,281件となってございます。米印でございますが、こちらの件数実績につきましては、夜の森区域の解体の実績等を含んでございます。

その下の表でございますが、今年度の工事の計画をご説明をさせていただきます。まず、1つ目が28その2工事でございますが、こちら昨年度からの繰り越しの工事でございまして、件数が540件程度が最大となる予定でございますが、現在519件を解体済みでございます。13班体制になってございます。今年度の一番のメインの工事であります28その5工事でございますが、800件の件数でございまして、現時点で20件解体済み、64班体制でございます。環境省といたしましては、これまで切れ目のない解体ということでお話をさせていただいてきてございましたが、4月の状況は半数も40班程度と減っておりまして、そのあたり大変申しわけなく思ってございます。今後この800件の工事、おくれないようにしっかりと管理してまいりまして、安全を重視にコンスタントに毎月実績を上げていくように行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。その下の29その1工事、夜の森区域でございますが、120件の工事が既に契約して立ち会いが実施されておるところでございますこちらにつきましては、除染工事と密に連携をとりながら、町民の皆様にしっかりと対応してまいりたいと思ってございます。米印でございますが、そのほか特殊建物の解体といたしまして、医療法人様からの病院関係、福祉法人様からの大型建物の関係を解体実施中でございます。

続きまして、2ページ目でございます。現在の発注の状況をご報告をさせていただきます。解体申請の総数2,069件と申し上げましたが、現時点で全て発注、契約済みでございます。今年度内に全てを解体完了をしていく予定でございます。これからも、今現時点も申請を受け付けているところでございますが、状況に応じて隨時発注の計画を立てていきたいと思ってございます。

続きまして、解体支障物についてというところでございますが、今までたくさんご議論、ご要望をいたしました庭石、庭木の件でございます。こちらにつきましては、環境省が立ち会いの際などに申請者の要望を踏まえてしっかりと柔軟に対応するということを考えてございます。また、現場におきましては、庭木や庭石だけが残っている箇所多数見受けられるところでございます。これにつきましては、6月から本格的に撤去を進めていくということを環境省としてこちらで申し上げさせていただければと思っております。

続きまして、解体申請の受付期限という欄でございますが、先ほど申し上げましたとおり、富岡町における解体申請の状況を考慮いたしまして、現時点、今年度も申請を受け付けしておるところでございます。今後具体的な申請の期限の設定が必要になることがあろうかと思いますが、これにつきま

しては役場と調整をしてまいりたいと考えてございます。

おめくりいただきまして、3ページ目でございます。こちらは、仮設焼却施設などについてというページでございます。まず、1つ目でございますが、昨年12月の議会全員協議会におきまして、環境省から現時点の毛薺、仏浜地区におきます仮設焼却施設を防災林広野小高線の県事業が平成32年度内に完成するように撤去いたしますということを申し上げてまいりました。その後、県と具体的にではいつ撤去するのかということを調整してきてございます。現時点では仮設焼却施設、破碎選別施設、灰保管庫の撤去につきましてまだ詳細を県と撤去の時期につきまして調整をしておるところでございますので、こちらにつきましては、あらかじめ改めてこちらで議会に対しましてご説明の機会をいただければと思ってございます。また、では焼却施設がなくなった後の処理のどうなるのかと、そういった方向性につきましても、県といつごろ撤去するのかという具体的な調整が整い次第、また改めまして議会に説明にうかがわせていただければと思ってございます。

その2つ目の新設施設（詰替施設・灰保管庫）などについてという事項でございます。仮設焼却施設につきましては、申し上げましたとおり引き続き調整中のところでございますが、特定廃棄物埋立処分施設への搬出のためと書いてございますが、こちら旧エコテックのことでございまして、こちらの搬出のために必要となる廃棄物の詰めかえ施設（前処理のための破碎・選別設備を含む）及びまた灰保管庫につきましては、現在の毛薺、仏浜の灰保管庫を撤去するとなりますと、改めてどこかの場所に設置をするということがどうしても必要になってくるものでございます。撤去の工程を考えますと、速やかに環境省といたしましては工事を進めていかなければならないと考えてございますが、具体的な場所でございますけれども、環境省といたしましては、深谷国有林を基本といたしましてこれから調整してまいりたいと考えてございます。調整が整い次第工事の手続進めてまいりたいと思って考えてございますが、隨時その調整の状況等につきましては、この議会に対しまして進捗を報告させていただければと思ってございます。また、行政区や関係者の皆様へも説明をしっかりと行いまして、安心いただけるような事業を推進してまいりたいと考えてございます。

一番最後の点でございますが、帰還困難区域からの廃棄物の処理についてでございます。毛薺、仏浜の地権者の皆様、周辺の行政区の皆様に対しまして、これまで議会からよくよく丁寧に説明をするように、納得をしていただくようにというご指摘頂戴していたところでございます。地権者様、周辺行政区の皆様に対しまして、2月以降環境省から説明をしてまいりました。その結果、帰還困難区域からの可燃物の焼却につきましては、ご理解をいたいたところでございまして、今後焼却などの処理を開始させていただきたいと考えているところでございます。仮設焼却施設につきましては、24時間モニタリングを適切に実施しており、そういう異常等があれば速やかに改善策講じ、何が原因かというのを考えていくとともに、また廃棄物の仮置き場焼却施設の運搬に当たりましても、飛散防止策の徹底、また仮置き場内の管理につきましても、帰還困難区域からの廃棄物につきましては別に管理するなど、また線量管理を行っていくなど、しっかりと管理をいたしまして、こちらも安心した事

業を行っていくように進めてまいりたいと考えてございます。

以上、災害廃棄物の関係の説明でございます。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

先ほど除染の中で説明いただきました森林のことで、たしか森林のフォローアップに対しての指示を出したというお話も出されていると思うのですが、今帰っている方たちにおいては、環境省に森林除染をやっていただけないので、方向性が見えないので、各自が家の周り、また家に隣接している木を切ってある程度自分なりに線量がかかっているような木を除去している対策をされている方が、私もそうなのですが、いるのですが、その点についてその木を切った地におきましては、森林という形で除染はしていないところが多いということと、また隣接している家の境の傾斜、そういう面のところについては、基本的に何人かの町民の人は剥いで、実際に土を処分したいという声も出ているのですが、そういう状態のところで土を動かしたときに、その土は環境省で処分していただけるのか。

それともう一つ、今回ちょっと役場にも確認させていただいたのですが、森林に隣接している公道道路についてのそのU字溝なんかの線量についてちょっとお聞きしたのですが、余り線量が下がっていないという状況がちょっと見えたのですが、そういうのを環境省は把握しているのか。もし線量がちょっと高ければ、もちろんそういう面でフォローアップをするのか、傾斜も剥ぎ取るというか、そういうのもやるのか、この3点教えてください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） ご質問いただきありがとうございます。中川です。

ご質問は、家の隣接するような森林で切った部分、切ったエリアを除染するのかというご質問でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） というのと、あと近くののり面などで森林でなくとものり面の部分などはどうするのかといったことでよろしいでしょうか。

〔「あと道路です。3点です」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） それから、道路のU字溝ですね。

切った場所については、まずはちょっと現地を確認させていただきたいと思いますので、今役場にもうちの職員常駐していますので、ご一報いただければすぐに確認に参りたいと思っております。

また、説明の中では今回森林等ということで、主に森林についてお話ししましたが、森林と同じよ

うにのり面もやはり土を剥いでいる場所の一つでございますので、できるだけ斜面など多少土が流れるリスクというのもあるわけですが、できるだけできる方向で考えたいと思いますので、ご心配の部分あれば、のり面もこれから調査に行くときには何も森林だけでなく、そういったのり面などにも着目しながら調査をしますので、こちらでも拾っていきたいと思いますが、ご心配の場所があれば、特にご帰還されている方など、こちらの作業がなかなか遅く、先に入られてしまうということもあるようなので、早目にお問い合わせをいただければ、早急に入りたいと思いますので、ご連絡いただければと思います。

それから、道路の件は、町にもご質問ということでございますが、こちらとしてのり面が高いというようなお話は伺っていますし、あと道路近接の部分、一部調査なども行っておりますので、町とも連携をしながらできるところをやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございました。

まず、1点目なのですが、先ほど隣接している森林の地に、ある程度広くても木を切ってなくしたいのだといった場合、フォローアップなり、除染なりするのかどうか、この1点もう一度教えていただきたいということと、あと現地調査してやるのはいいのですが、もしフォローアップ、その土を私たちが排除してしまったという場合、ある程度現地調査した上でも結構なのですが、その土というものを環境省がまず処分していただけるのか、そういう状況かということを。

あと、3点目につきましては、これはもちろん町と十分協議していただきまして、私たちの近くですと、やっぱり杉っ葉が多くて道路に面してそのU字溝にどうしてもたまってしまう。これは、前から言っている話なのですが、それがやっぱりまだ線量高いというの現実ありますので、これは町とももちろん協議しながら、今町民帰ってきていますので、早急に撤去していただく、ないしフォローアップしていただくということをお願いしたいと思いますが、できますでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 森林を切ってもう森林ではなくなった場所の除染をどうするかという件につきましては、ここで一概には申し上げられることではありませんので、現地をとにかく確認させていただきたいということで、ちょっとこの場は断言はできないかなと思っております。申しわけありません。

それから、町民の皆様自身が剥いだ土を環境省で引き取れるかということについては、原則としては環境省が除染で剥いだ土を持っていくということにはなってはいるのですけれども、そのあたりは皆様の必要があってやられたことだと思いますので、できるだけこちらも可能な範囲で皆様のご事情に応じた対応をしてまいりたいと考えております。

それから、道路の側溝については、再汚染の可能性というのと、それから環境省の客土が一部流出

してしまっているというような話も聞きますので、そういうしたものについては、適宜対応しておりますが、まだ十分に対応できていない。ここは急ぎだという場所があれば、教えていただければ順次対応してまいりたいと思っております。きょうも、まさに側溝の泥揚げを指示をして実施をしているところですので、引き続きご指導賜ればと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん、宅地隣接の部分のそののり面の土、それから木を切ってしまったと。環境省の仕事が遅いから、帰ってきたもしくは帰ってこようと思っている人が自分でやったものを今後検討してから片づける。もともと山でしょう。自分が切ったって山でしょう。それもはっきり、何かそれは現状を見てというような回答ですけれども、皆さんの仕事が遅いから自分が、各個人がわざわざやったものを、どっちにしたってもともと森林は森林でしょう。何か余りもう模範回答でよくわからないのですけれども。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 今私も言おうと思ったのを議長が言われたので、そのとおりなのですが、ただ今言われたのは本当に今まで言ったのと同じようなことを言っているのです。現時点でもう町民帰っているのです。だから、町民側に立った、今住んでいる方に合ったような判断をしていただかないといつも困ると思うのですが、その点強く言っておきますので、ぜひとも町と協議してやってください。終わります。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） ただいまの宇佐神議員、それから議長のご指摘を踏まえまして、我々としてもできるだけの対応をしたいと思っております。

確かに環境省の仕事の進め方が遅いということによって、そんなようなことを行わざるを得なかつたと、こういう面もあろうかと思いますので、それも踏まえて我々でできるだけそこは工夫して対応してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

除染で、まず避難指示解除後、町内に戻られた町民の皆さんからその除染とかフォローアップ除染をしてほしいというような要望があるかどうか。あるとしたら何件ぐらいあるかというのを1点教えていただきたいのと、あと解体で、前もちょっとお話ししたのですけれども、飛散防止、除染をしていない家屋を解体するので、この線量が動いてしまったりするのが嫌なので、飛散防止対策等をきちんとやっていただきたいというお話をしていたのですが、今年度についてもきちんとやっていただけるのかどうか。去年いろいろ見ているのですけれども、ちょっと余りにも対策が不十分かなというところがあったので、何かその辺のきちんとやらせるような考え方、どういった対策をとるのかというのをお聞きしたいのと、あと解体支障物について、6月からは庭木とか庭石を撤去しますよというよう

な話だったのですが、これ以前に解体されたところでそういう要望あったところあると思うのですが、そのあたりも対応できるのかどうか、その3点お願ひします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 4月以降町民の皆様からフォローアップなどのお問い合わせをいただいた件数ですけれども、約120件となっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ありがとうございます。ご質問いただきました2点目、3点目でございます。

飛散防止対策につきましては、養生ネットですとか、あとは散水など対策を講じておるところでございますが、ご指摘のとおり2月、3月ですとか解体班数が非常に多く、管理行き届かなかつたところはあろうかと思い、申しわけなく思ってございますが、今年度4月からにつきましては、今までの対策に加えまして、環境省側でも支所の職員を中心にパトロールなど、特にその足場養生の確認、高所作業の関係、あとはトラックからの飛散、解体廃棄物の飛散防止ということをあろうかと思います。そういういたところも、養生がシート自体も種類を変えまして、飛散防止徹底するように今年度から進めておるところでございますので、ご指摘いただいたことも踏まえまして、しっかりと環境省管理を行っていこうかと思ってございます。

また、庭木、庭石の件でございますが、以前に要望いただいた方という点につきましても、これから環境省連絡とりまして、要望の有無しっかりと確認をさせていただきまして、撤去してほしいという要望があった方につきましては、速やかに撤去を進めていく方針でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） フォローアップ除染につきましては、もう帰還された方がもう少し下げていただきたいというようなお話があれば、ぜひ急ぎでいち早く手をつけていただいて、あと多分その人の土地以外のところからの影響で下がらないとかという部分あると思うのです。そういういたところも、きちんと説明をしていただいて、できれば対応していただくのが一番だと思うのですが、それがもしできないのであれば、なぜ下がらないかの理由もきちんとご説明までしていただいて、それはきちんとスピード感を持ってやっていただきたいと思いますので、そのご答弁お願いします。

あと、解体につきましては本当に2月、3月非常に解体件数も多くて、私も非常に気になって町にはちょっと問い合わせしたことあったのですけれども、風の強い日に養生ネットをまくってあつたりとか、あと散水しているところも幾つかは見ました。でも、ほとんどのところは散水もしていなくて、非常に強風の中モニタリングをされているとは言いますけれども、かなりの勢いで風が吹いて、もう

とんでもないほうまでそのほこり等が飛んでいっているのが見えたので、やはり見え方として町民としても非常に不安が出るのではないかというところもあるので、実際にその線量が上がる、上がらないは別としてきちんと対応していただきたいと思いますので、お願ひいたします。

あと、庭木、庭石は、以前に要望があった方というお話だったと思うのですけれども、そういうのがなくても、解体が終わってしまったけれども、やはり今その空き地になったところで石とか木が邪魔になるというような方新たに出ると思うのです。だから、そういったところもきちんと広報しながら、そういうのがあれば対応していただくのが公平性かなと思うので、その辺も対応できるかどうかもお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ほこりですとか飛散防止につきましては、おっしゃるとおりに進めてまいりたいと思ってございます。

庭木、庭石の件につきましては、環境省側から全て残ってあるお宅に電話かけをこれからしてまいりますので、そういう漏れのないように、知らなかつたですとか、そういったことのないようにしっかり対応してまいります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「除染」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 除染。

須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 帰還された方、あるいは帰還意向のある方も含めて、そういった方については、ご要望いただければすぐに対応するようにしてまいりたいと思います。

それとあと、高どまりしているような箇所があるところの説明ということについても、丁寧にコミュニケーションとていきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） いいですか。

○4番（堀本典明君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 除染と解体、1件ずつ質問をさせてください。

除染なのですから、町と多分調整はされていると思うのですが、先ほどから森林とかのり面の話ありましたけれども、来春学校再開を目指して富岡一中校舎、今町ではきれいにやっていますけれども、一中の校庭はある程度線量は下がったということは聞いているのですけれども 北側の舗装面

こういったところにやはり高いところがあると。削るとか、あとはその舗装を張りかえるとか、そういったことをやってもらいたいと。

プラス中央商店街とか、この前桜まつりがあった二中通りの歩道、井出自工からずっと二中のほうになのですけれども、そういう歩道の中の特に透水性の高い舗装、これに線量の高いところが見受けられると。そういったことで、ぜひ削るとか再舗装するとか、そういうことをやってもらいたい。これが1点です。

あともう一点は、夜の森地区、夜の森の帰還困難区域の解体、県道から50メートルとか、そういったことで今除染とか解体とか環境大臣の命令で進んでいますけれども、その拠点整備計画に入らない、これから入るかどうかわからないですけれども、今回の除染解体に入っていないところの住民と解体をしてもらえるところの住民とで格差が生じるのではないかという不安が出ているのです。というのはどういうことかというと、生活再建支援金の話なのですけれども、やはり解体してもらえると100万円が支援金出て、移住先で家を建てるとさらに加算支援金が出ると、こういったものに間に合わないというか、期限まで間に合わないところが出るのではないか。今やってもらわれるところは、そういう申請に間に合いますけれども、もし今後の国の制度に入らなかつたところは、いずれは除染しますけれども、いつになるかわからないというような話も前も会議であったので、その5年以内に入らなかつたところなんかは、いつまでたってもそういうのに該当しなくなってしまうので、その辺私は希望者は解体すべきだと思うのですが。その辺話聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 1点目の学校再開に向けてと言う件でございますけれども、校庭は下がったのですが、ほかのところもきちんとやってほしいということで、そちらは対応してまいりたいと思います。

また、北側舗装面ということございましたけれども、通学路についても、再開に向けてきちんと対応していきたいと思います。

それから、透水性舗装については、高いということは町からもご指摘をいただいておりますので、町の調査結果もいただきまして、何ができるか検討していきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

ご質問い合わせました夜の森の困難区域の解体の件でございますが、復興拠点の議論これからなされる中で、範囲などにつきましては、これからどうなるかという調整があるところでございますが、生活再建支援金との関係につきましては、期限が毎年毎年更新されるというような制度でございます。そういった中で、環境省の解体事業との関係でそういう生活支援金の申し込み間に合わなかつたですか、そういったことが可能性としてはあるという状況でございますので、そのあたりにつきまして

は政府の中で、国の中で生活支援金の関係と解体事業の関係、しっかりと調整を図りまして進めてまいるよう私からも政府の中で発言して調整してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 除染は検討してまいりたい、対応しますということでわかりました。

解体なのですけれども、できれば除染は後づけでも、解体を先行して希望する人にはどうせ私たちは帰還困難区域にある家だし、除染してもらってまたそこに戻って住みたいとは思わないから、国がそういう特別な地域に指定してくれても戻らないと決めている人には、もう解体を先行してやってあげる、そういうことをやってほしいと思うのですが、その辺も含めて中川さん、答弁をお願いします。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問いただきました復興拠点外の解体につきましては、環境省のみならず復興庁、内閣府と調整がこれからという段階でございますので、今いただいたご指摘も踏まえて、こういった要望があったということもしっかりと伝えてまいりながら調整してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。ありませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 1点だけお願いします。

解体に関してなのですが、庭石、庭木などは大分環境省さんが引き取ってくれるということで、もうゴーサインが出るのかなと思うのですが、庭木とかそういう部分、木を切れば必ず根っこついてきますので、根っここの部分もひとつできるだけ早く処理できるような方法を考えてほしいと。今処理する方法としては、水洗いをして土を全部おろしてくれれば引き受けますよという話になっているかと思うのですが、当然汚染物質絡みなものですから、川に持つていって水洗いしたり、そういう洗う施設があれば水洗いできるのかなと思うのですが、そういう部分ありませんので、そちらも大至急進めていただきたいと。

あと1点は、フォローアップです。去年の8月とことしの3月、先ほど言わされました除染した後の線量調査、フォローアップやる前に線量調査した部分もあるからということで、フォローアップやった後の事後モニタリングということで、3月私にも来ているのですが、余りにもひど過ぎると。去年の8月、私のところフォローアップやって、その線量の通知が来たのですが、1.92、前にも言ったかもしれません。1.92という数字が出てきたと。それがことしの3月、何もしないで0.72に落ちていると。私は不思議でしようがないのです。そのデータの信憑性です。もう1.2も自然減衰しているというのは考えられないと思うのです。そういう部分でちょっとデータの信憑性私疑っているのですが、そういう捉え方されないように、慎重に数字を出していただきたいと。

あと、私のところなのですが、当然当初調査したときには、前の古い建物が建っていた。それを去年の8月全部解体して、いろんな倉庫置いてあったものも全部片づけて、新しくそこに1軒新築しているわけなのですけれども、全く前の資料の上に乗つかってきていると。ますます信憑性が疑われるような状況になっていますので、ぜひそういうことのないようにしていただきたい。事後モニタリングのいついつ行きますよと、やらせてくださいという報告も何もなしで、いつ来てやっていったかもわからない、そんな状況になっていますので、ぜひその辺はやっぱり地権者と電話一本でいいですから、きちんと電話を一本入れていただいてやっていただければ、信憑性がますます高くなるのかなと思いますので、ぜひその辺を気をつけていただければありがたい。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） フォローアップ除染の関係、事後モニタリングの関係なのですけれども、事後モニタリングのときに、前と同じ点ではかった場所が比べて線量がぱっと上がっているような場所というのは、特にチェックをして現場を確認して、なぜ上がったのだということを調査しているのですけれども、今ご指摘いただいたようながくんと下がっている場所ということについては、確かにチェックが不十分な部分あったかと思います。そういうものについても、データにミスがないかというようなこと、しっかりと確認をしてまいりたいと思います。

それから、事後モニタリングの際にご連絡が入っていないこと、申しわけありません。必ず皆様の敷地に入らせていただく前には、連絡を入れるようにこれからも指導を徹底してまいりたいと思います。また、事前に連絡をして、敷地にどなたかいらっしゃれば挨拶というようなことで、これからも信頼あるデータを提供していけるように努めてまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問いただきました庭木につきましては、学校も含めて進めていくということでございます。

その際、根も1件1件根が深いものいろいろございますので、どこまで行けるかは現場一つ一つ見させていただきながらとは思っております。ご指摘いただきました土を水で洗って取るですか、そういうところにつきましても、現場がそういったことでうまく、せっかく制度をつくっても進まなければ本末転倒でございますので、円滑に進むようなやり方を6月から動かすということでございまして、早急にまとめて現場スムーズに行くようにしっかりと考えてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。さんざん要望してきて、やっと形になるということで、うれしく思っています。ぜひそのように、汚染物質ですので、言われたものは片づけるという信念に基づいてやっていただければありがたいと思います。

あと、モニタリング関係、フォローアップ関係に対しては、幾らデータよこされても信頼できるデータでないとちょっと不信感持ってしまいますので、立ち会いを求めるこことによって、そういうのも信頼関係につながっていくのかなと思いますので、ぜひその辺を重要視して考えていただければありがたいと思います。要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、解体、この庭木関係、27年あたりから第1発目始まったと思うのだけれども、そこまでさかのぼってください。そこまでさかのぼって、第1号から今日までのやつを再確認して、希望するところは全部やってくれるように。

それと、仮囲い、立ち会いの中で役所、元請関係でここはやることないという声が出ているらしいのだけれども、基本的に飛散するから仮囲いはあるのだから、全部組むのなら組むというように役所で統一してくれるようにお願いしておきます。

あと、除染、ここに5ページにある里山モデル、これ72町歩の総面積のうちのグリーンフィールドだけかかっているのだけれども、次回には72町歩の詳細、この地区は前回大林JVでもやっている部分で、72町歩から削除する部分もあるのかなと思うのだけれども、今から実際モデル事業でやる部分の詳細、次回には書面で出せるようにしてください。

あと際除染、これも西側から東の太平洋側まででやっているところとやっていないところあるわけなのだけれども、これは全線やるという当初の話だったのだから、ここを再確認してください。あと、高速道路も同じ、JRも同じ。

あと、夜の森地区は、さっきの答弁で解体が120棟で9月末の工期。除染は、同じエリアの工区の中で11月末工期、2カ月違いで解体が先行できないと、11月末の除染もかなり厳しくなると思うのですが、そこら辺もあわせてよく4月1日の解除に向けての約束思い出して、やっていないところは早急に着工してやってください。

答弁は要りませんので、言っておきます。

○議長（塚野芳美君） では、とりあえずあと資料の提出だけは確認しておきます。その森林のモデル除染、その資料は提出することは可能ですか。

須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 里山モデル事業の現在やっている以降の計画についてということですけれども、次回にはまとめてお出ししたいと思います。

○議長（塚野芳美君） わかりました。そのほかの件は、今まで何度も何度か、それから複数の議員からも出ている件や事項ですので、それを実行してほしいというトータル的な話ですので、そのことをえて本人も答弁求めていませんけれども、当然実行されるものと考えておりますので、それで終了いたします。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 町長、あえてありますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今回ここで議論されたことばかりではなくて、この後特定復興拠点というようなことに町は位置づけをして、除染をしていただくわけですが、今度は困難区域を除染するわけですから、そのほかの地域と手法が同じだということでは、なかなか理解が得られないと思いまして、これらについては、富岡方式というものを私は環境省に提言したいと思っています。これらが具体的になれば、議会にもお示しをしたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん、町当局としてはそのようなことだそうですので、今後その辺は直接検討というか、詰めていただきたいと思います。

坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 帰還困難区域で今後特定復興再生拠点区域が設定され、そこで計画がつくられていくことになるかと思いますけれども、そういうところでの除染のやり方、これについては、またいろいろご相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

私もとしては、やはり今までよりは線量が高いところですので、試験施工などをやりながらやつていく必要があるのかなと思っておりますけれども、具体的なところ、これからよくご相談をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） これをもちまして質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、平成29年度除染解体事業についてを終わります。

ここで、国関係の皆様には退席願いたいと思います。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 議 (午前11時54分)

---

再 開 (午前11時55分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 議員からその他ござりますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） さっき困難区域の除染の件で町長言ったとおりだと思うのだけれども、あえ

てここでハード部分とソフト分、管理含めたソフト分も同じだと思うのだ。解除になった区域の従来の管理の方法、元請として。元請としても、困難区域の中の作業をするに当たっての管理の部分、それもあわせてきつくお願ひしておきます。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 以上ですね。ほかございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午前11時56分)